

地方公営企業の経営の総点検の実施状況

1 対象、調査時点

- 調査対象事業：地方公営企業決算状況調査の対象となる事業
- 調査時点：平成20年4月1日現在

2 調査結果

今回の調査結果は、以下のとおりです。

※ 本調査においては団体区分を以下のとおりとしています。

都道府県等：都道府県及び都道府県が加入する企業団・一部事務組合

政令市等：政令指定都市及び政令指定都市が加入する企業団・一部事務組合

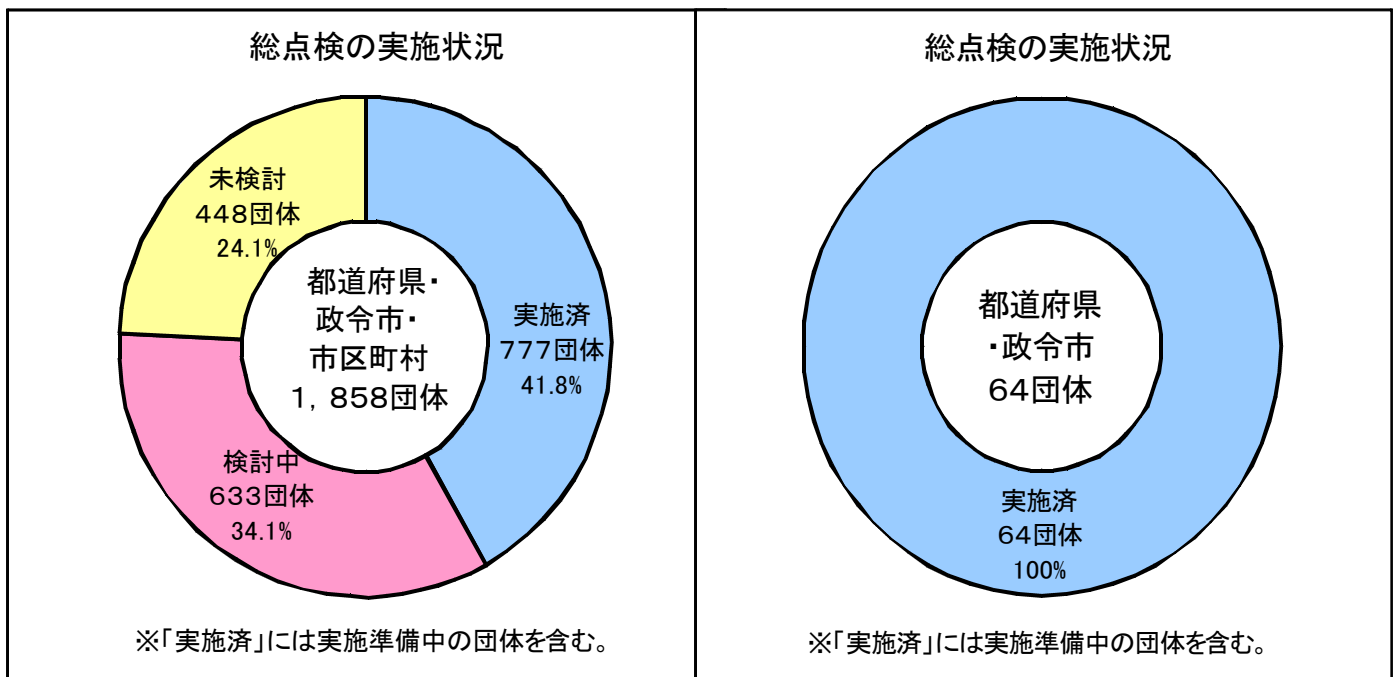
市町村等：市区町村（政令市を除く。以下同じ。）及び市区町村が加入する企業団・一部事務組合

※ 調査項目（1）～（3）については、昨年度まで「都道府県・政令市・人口5万人以上の市区町村」を対象としていましたが、今年度からは全団体を対象としたものになっています。

（1）経営の総点検の実施状況

地方公営企業のいずれかの事業において、「地方公営企業の経営の総点検について（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）」（以下「総点検通知」という。）に基づき、地方公営企業の経営の総点検を実施した団体の割合は、都道府県・政令市で100%となっています。

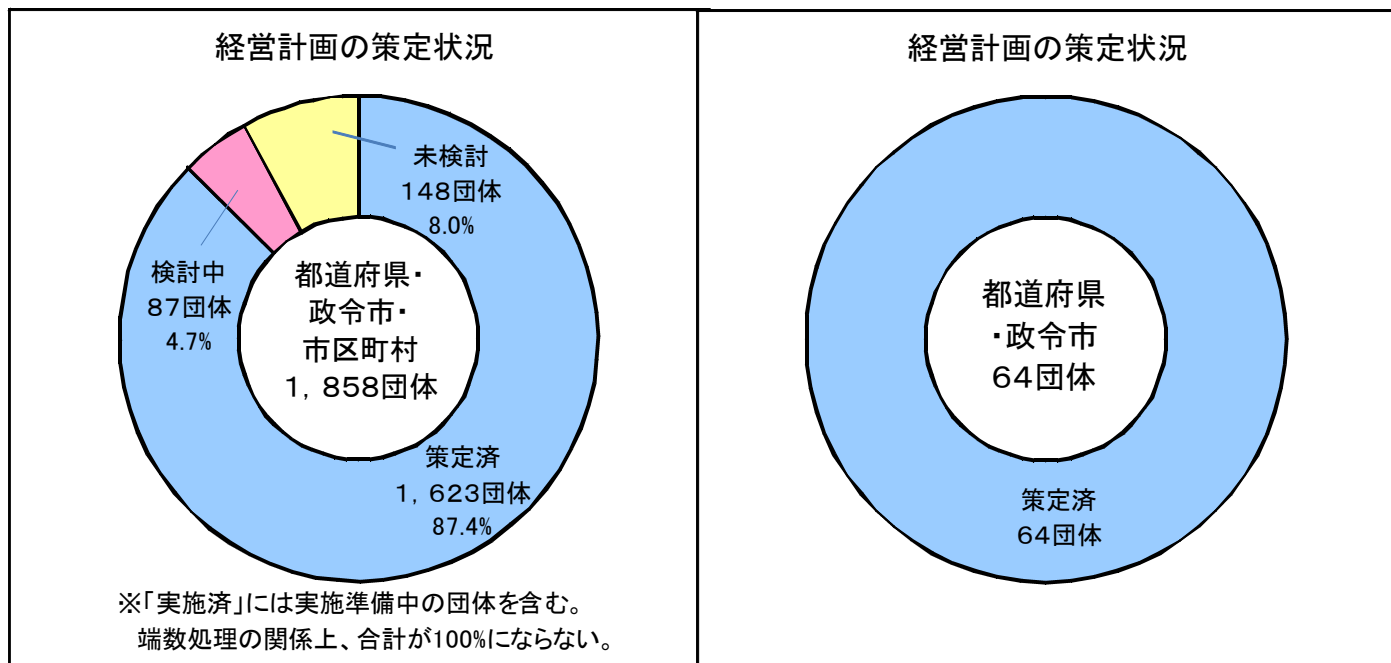
また、経営の総点検を実施している団体は1,858団体のうち777団体（都道府県・政令市64団体、市区町村713団体）、41.8%となっています。



(2) 経営基盤強化のための計画の策定状況

地方公営企業のいずれかの事業において、中期的な期間で達成すべき建設投資、財務、業務、目標等の内容を位置づけた経営計画を策定している団体の割合は、都道府県・政令市で100%となっています。

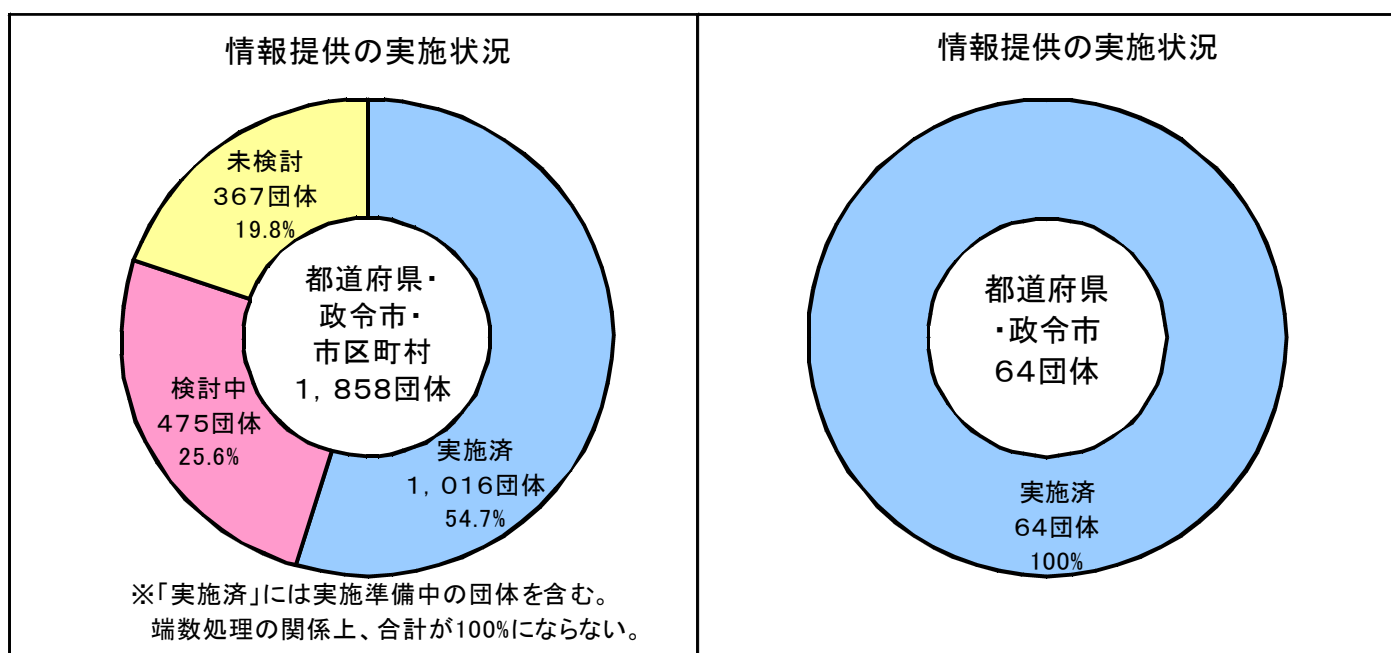
また、経営計画を策定している団体は、1,858団体のうち1,623団体（都道府県・政令市64団体、市区町村1,559団体）、87.4%となっています。



(3) 情報提供の実施状況

地方公営企業のいずれかの事業において、経営目標や経営内容等を住民が容易に理解しうる情報提供を行っている団体の割合は、都道府県・政令市で100%となっています。

また、情報提供を実施している団体は、1,858団体のうち1,016団体（都道府県・政令市64団体、市区町村952団体）、54.7%となっています。

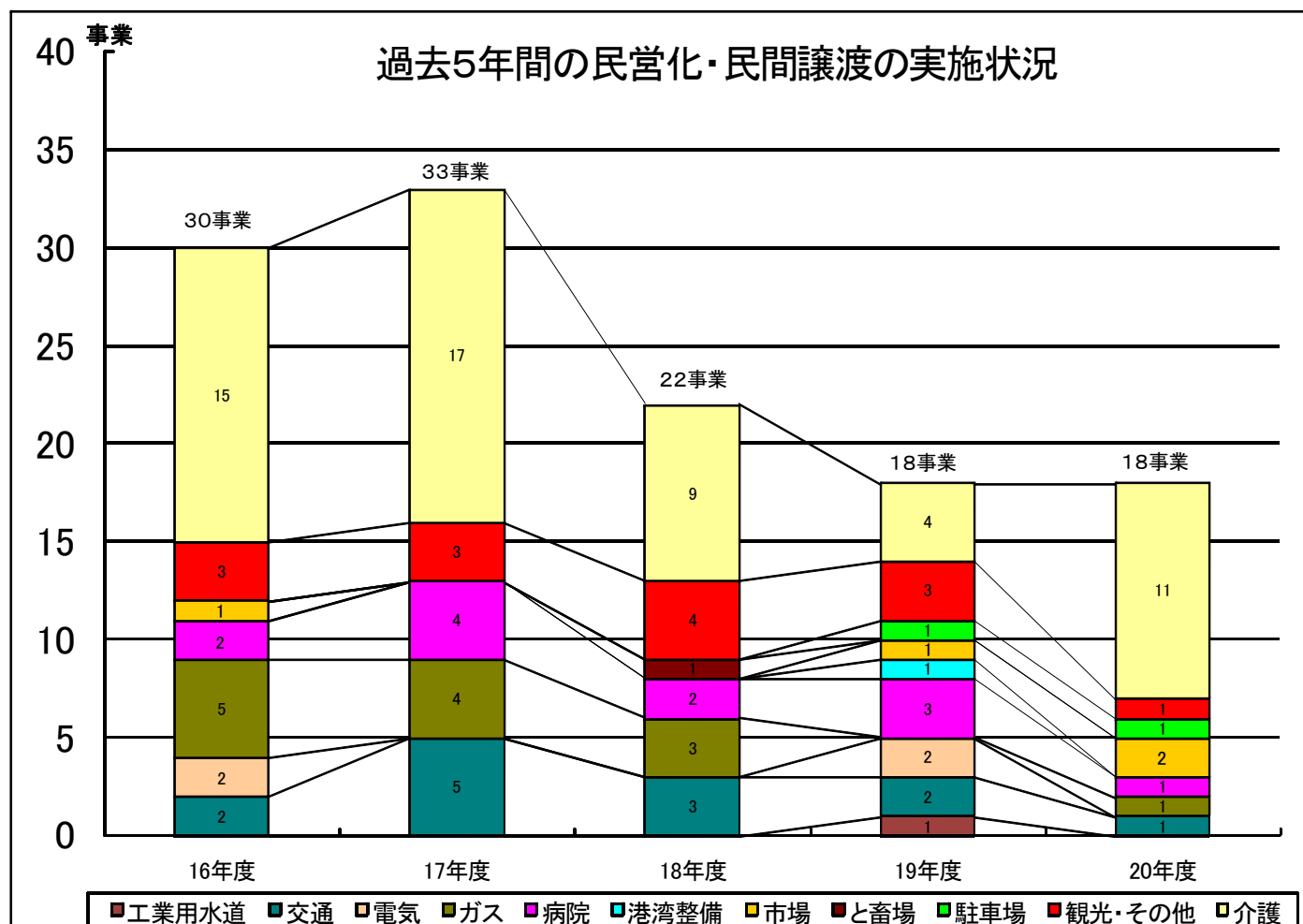


(4) 民営化・民間譲渡の実施状況

平成20年度に民営化・民間譲渡した事業数は18事業であり、介護サービス事業(11事業)、市場事業(2事業)、交通事業、ガス事業、病院事業、駐車場事業、観光施設・その他事業(各1事業)となっています。

また、総点検通知が発出された平成16年以降、地方公営企業における民営化・民間譲渡の実施事業数は121事業(都道府県・政令市等18事業、市町村等103事業)となっています。

なお、このほかに民営化・民間譲渡の実施を準備している事業は52事業(都道府県・政令市等7事業、市町村等45事業)となっています。



民営化・民間譲渡を実施した主な事例は、以下のとおりです。

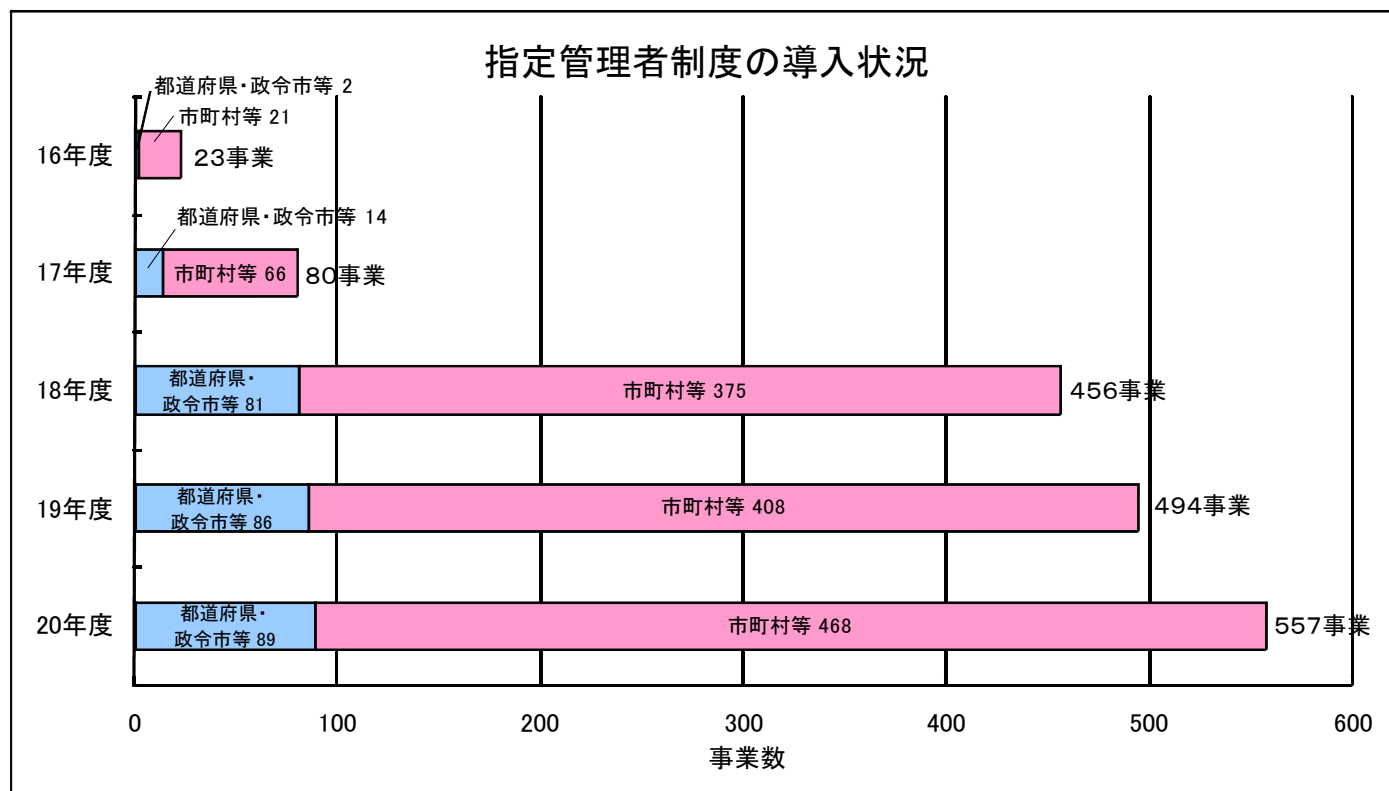
団体名	事業名	事業の譲渡規模	譲渡時期	譲渡価格	譲渡に伴う財政節減効果
徳島県 徳島市	介護サービス 事業	全部	平成20年4月	3億8,000万円	約1億6,800万円
福岡県 飯塚市	病院事業	全部	平成20年4月	無償	1億6,000万円
長崎県 平戸市	観光施設・ その他事業	全部	平成20年4月	約1億円	約600万円

※財政節減効果：民間的経営手法の導入・実施を行わなければ団体が負担していた費用の額

(5) 指定管理者制度の導入状況

平成20年度に指定管理者制度を導入した事業数は35事業であり、介護サービス事業（10事業）、観光施設・その他事業（11事業）、駐車場事業（3事業）、病院事業（5事業）、水道事業、簡易水道事業、と畜場事業、下水道事業、港湾整備事業、市場事業（各1事業）となっています。

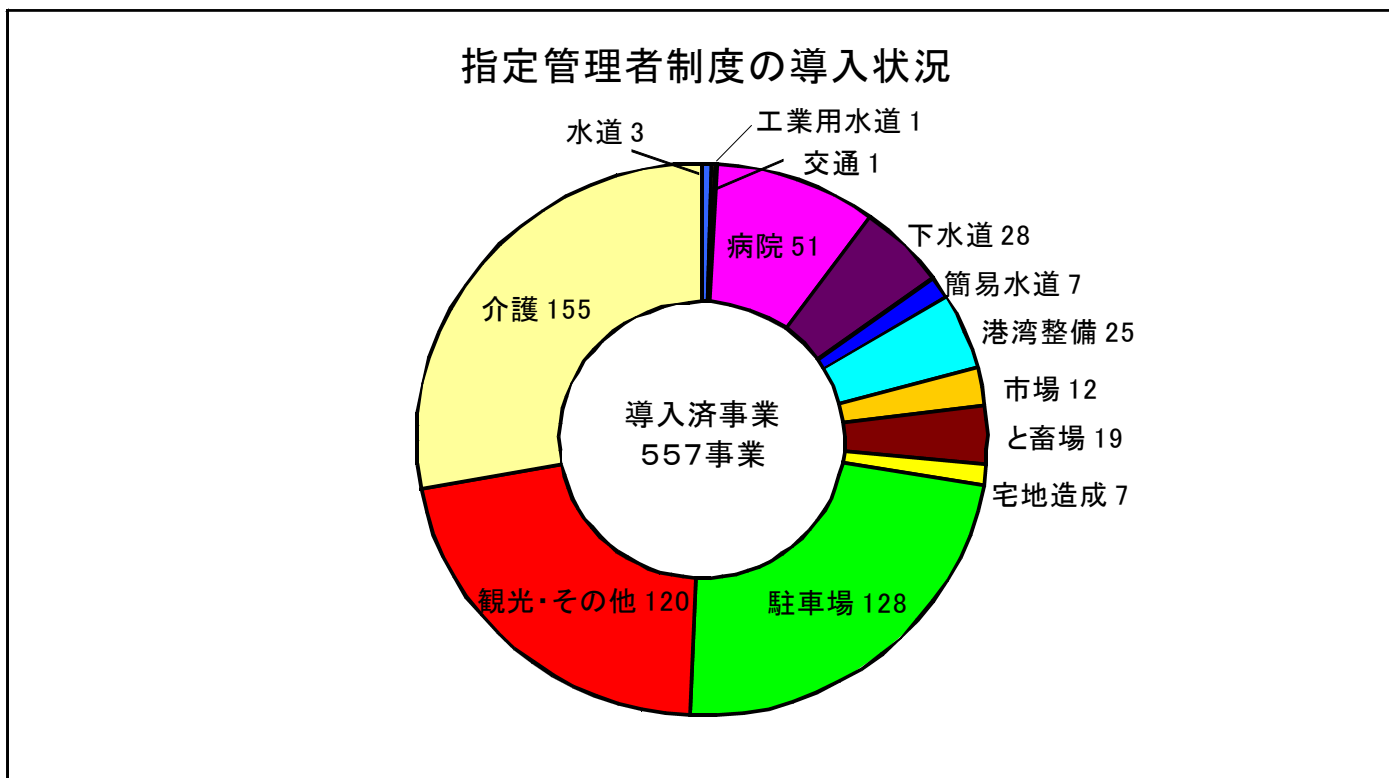
また、調査時点における公の施設の指定管理者制度の導入事業数は557事業（都道府県・政令市等89事業、市町村等468事業）、導入を検討している事業数は258事業（都道府県・政令市等32事業、市町村等226事業）となっています。



これまで指定管理者制度を導入した事業のうち、代行制（料金を地方公営企業が収入として収受するもの）のものは293事業（都道府県・政令市等64事業、市町村等229事業）、利用料金制（料金を指定管理者が収入として収受するもの）のものは285事業（都道府県・政令市等36事業、市町村等249事業）となっています。

なお、1つの事業の中で代行制と利用料金制の両方を取っている事例があるため、「指定管理者の導入状況」と「導入された指定管理者制度の類型」の事業数は一致しません。

導入されている主な事業は、介護サービス事業（155事業）、駐車場事業（128事業）、観光施設・その他事業（120事業）となっています。



指定管理者制度を導入している主な事例は、以下のとおりです。

団体名	事業名	導入時期	代行制、利用料金制の別	指定管理者の性格	指定期間	導入に伴う財政節減効果
北海道 稚内市	下水道事業	平成20年4月	代行制	民間事業者	5年	650万円
岩手県 洋野町	介護サービス 事業	平成20年4月	利用料金制	民間事業者	3年	1,400万円
愛知県 設楽町	介護サービス 事業	平成20年4月	代行制	民間事業者	5年	約1,200万円
愛媛県 松山市	観光施設・ その他事業	平成20年4月	代行制	民間事業者	5年	約5,700万円

(注) 導入に伴う財政節減効果は、費用を平年度化した場合の単年度平均概算額

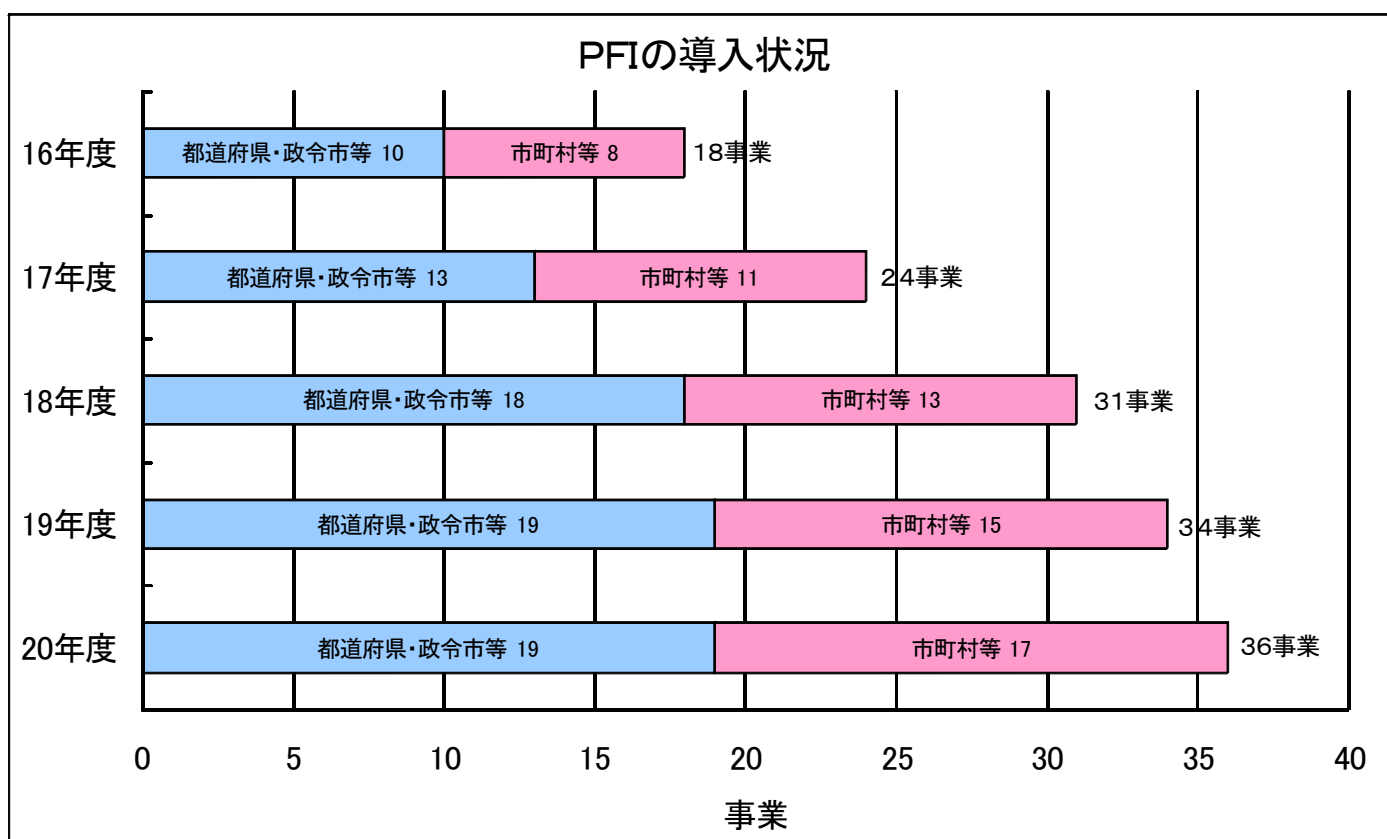
(6) アウトソーシング（外部委託）の実施状況

都道府県・政令市等におけるアウトソーシング（外部委託）の実施率（何らかのアウトソーシングを実施している団体数の割合）は、各事業ともほぼ100%となっており、市町村等においても各事業で高い割合を示しています。詳細については、12ページ以降をご参照ください。

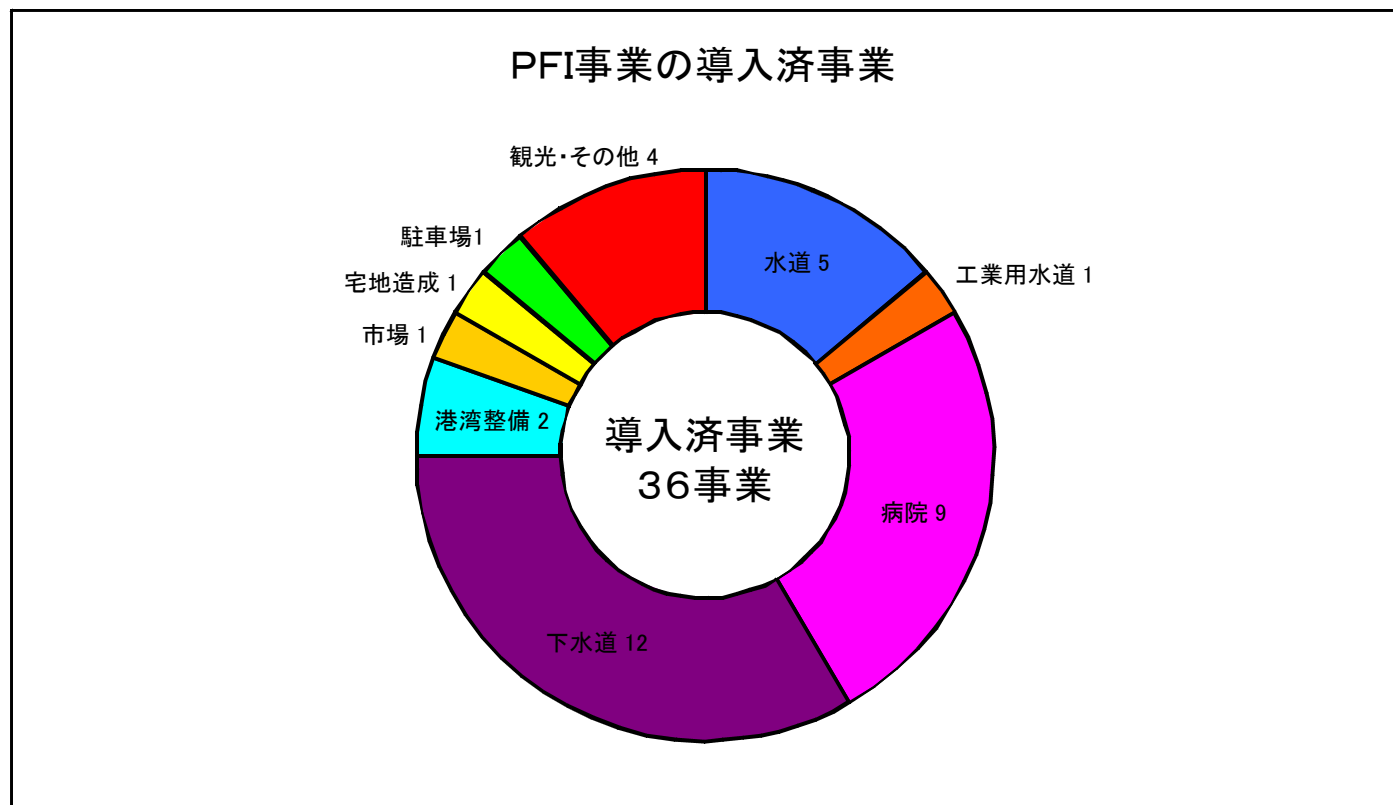
(7) PFI（民間資金等活用事業）の導入状況

平成20年度にPFIを導入した事業数は2事業であり、下水道事業（1事業）、観光施設・その他事業（1事業）となっています。

また、調査時点におけるPFI事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいた公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う事業）の導入事業数は36事業（都道府県・政令市等19事業、市町村等17事業）です。



導入された主な事業は、下水道事業（12事業）、病院事業（9事業）、水道事業（5事業）となっています。



PFIを導入している主な事例は、以下のとおりです。

団体名	事業名	導入時期	事業方式	導入に伴う財政節減効果
島根県	病院事業	平成17年4月	BTO	7,700万円
大阪市	下水道事業	平成18年4月	BTO	約9,000万円
三重県 紀宝町	下水道事業	平成20年4月	BTO	1,800万円
広島県 廿日市市	観光施設・ その他事業	平成20年4月	BTO	約4,400万円

(注) 導入に伴う財政節減効果は、費用を平年度化した場合の単年度平均概算額

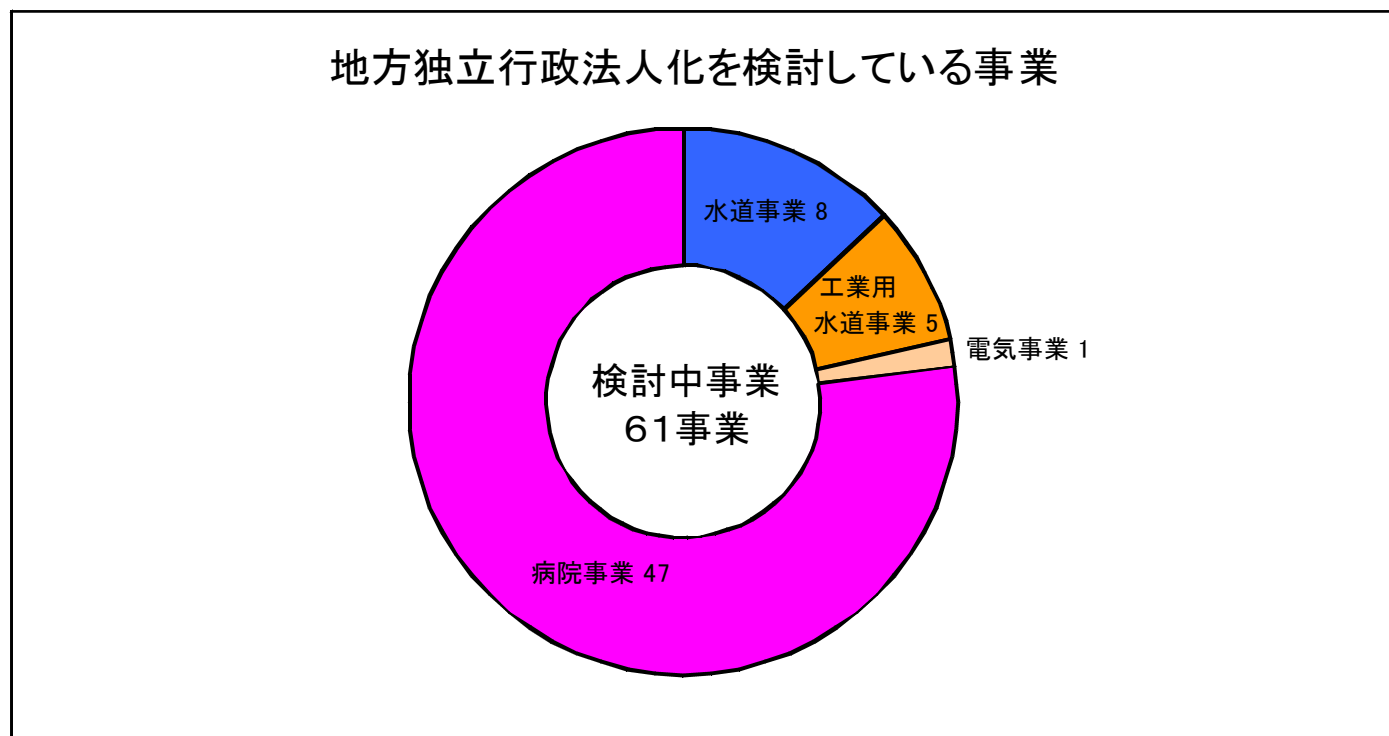
(8) 公営企業型地方独立行政法人制度の導入状況

地方独立行政法人法に基づいて設立された公営企業型の地方独立行政法人は6法人となっています。なお、調査時点において公営企業型地方独立行政法人の導入を検討している事業は61事業（都道府県・政令市等26事業、市町村等35事業）となっています。

公営企業型地方独立行政法人を導入している事例は以下のとおりです。

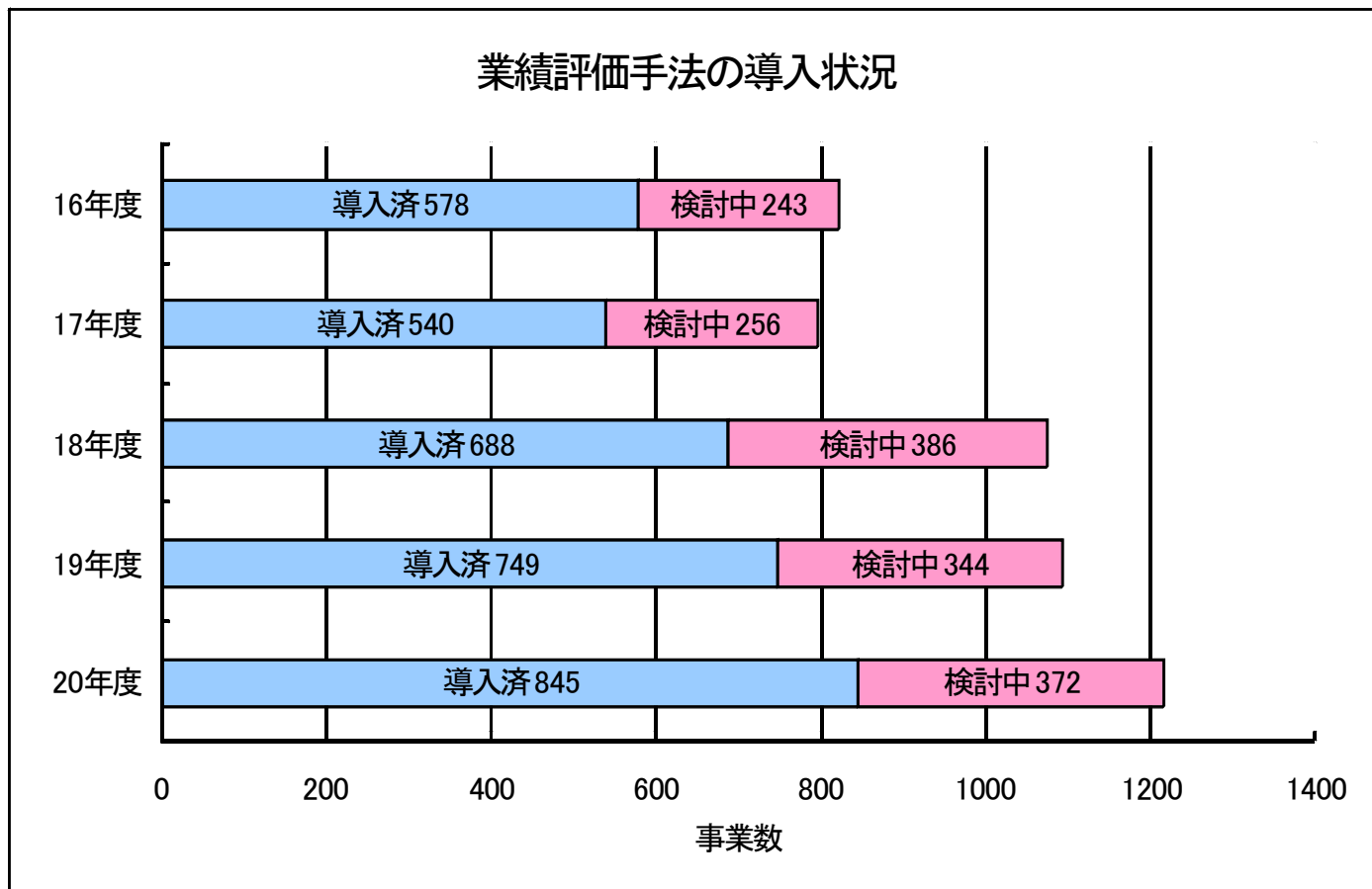
団体名	事業名	設立時期	形態
長崎県江迎町	病院事業	平成17年4月	一般地方独立行政法人
宮城県	病院事業	平成18年4月	一般地方独立行政法人
大阪府	病院事業	平成18年4月	特定地方独立行政法人
岡山県	病院事業	平成19年4月	特定地方独立行政法人
山形県・酒田市	病院事業	平成20年4月	一般型地方独立行政法人
沖縄県那覇市	病院事業	平成20年4月	一般型地方独立行政法人

検討中の主な事業は、病院事業（47事業）、水道事業（8事業）となっています。



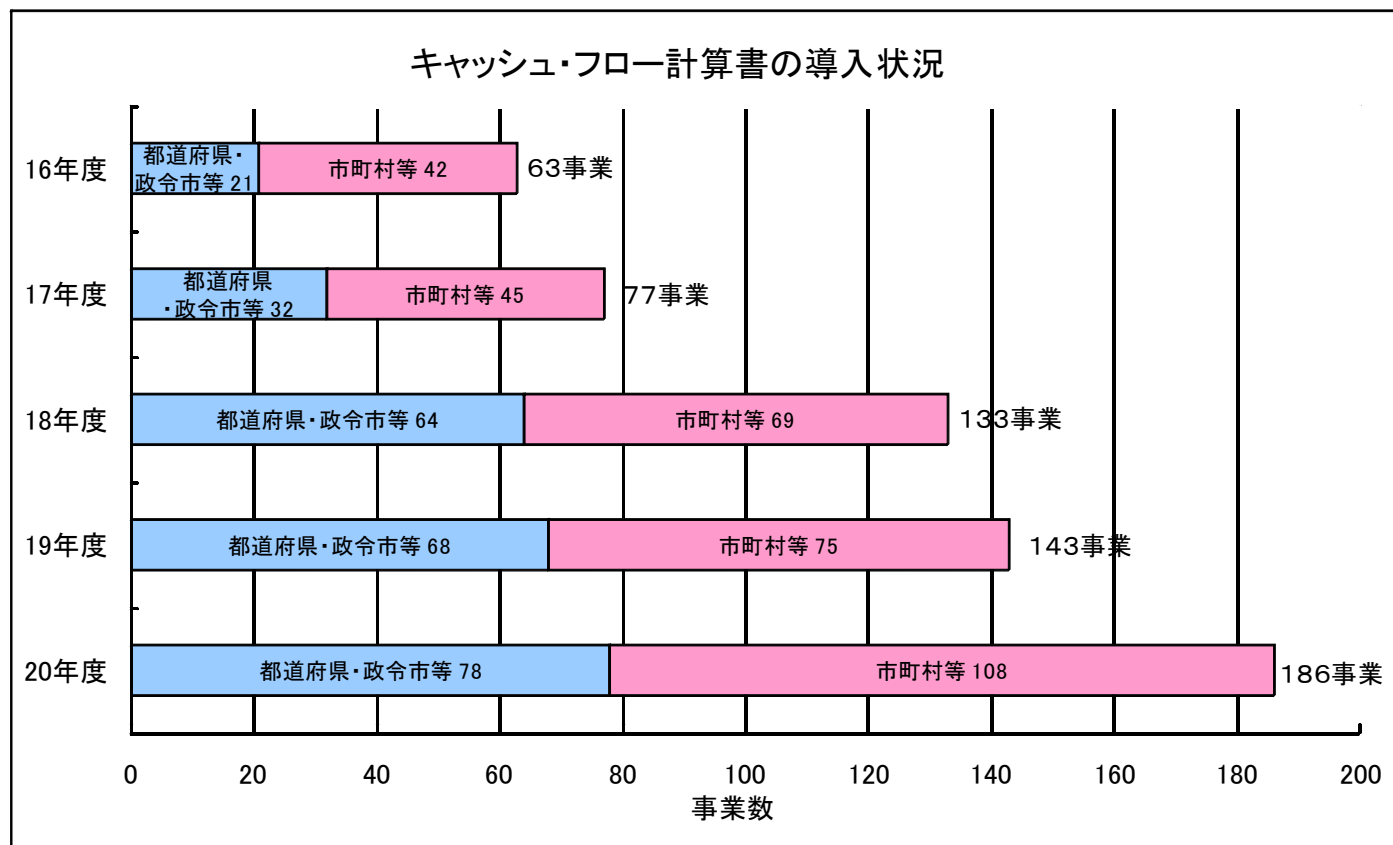
(9) 業績評価手法の導入状況

地方公営企業における行政経営評価手法（ベンチマーク、顧客満足度（CS）調査、バランス・スコアカード等）を導入している事業は845事業（都道府県・政令市等227事業、市町村等618事業）で、導入を検討している事業は372事業（都道府県・政令市等35事業、市町村等337事業）となっています。



(10) 新たな会計手法の導入状況

地方公営企業法令上作成が義務付けられている財務諸表以外の会計手法のうち、環境会計を導入している事業は63事業（都道府県・政令市等50事業、市町村等13事業）です。また、キャッシュ・フロー計算書を導入している事業は186事業（都道府県・政令市等78事業、市町村等108事業）で、前年度の143事業（都道府県・政令市等68事業、市町村等75事業）に比べて増加しています。



(11) その他の経営基盤強化への取組の状況

上記以外の経営基盤強化への取組状況について、平成16年度以降に、地方公営企業法の一部または全部の規定の適用を実施している事業は295事業（都道府県・政令市等32事業、市町村等263事業）、企業団等の設置などによる共同処理方式の導入など、広域化等の実施を行っている事業は53事業（都道府県・政令市等12事業、市町村等41等）、土地の貸付など資産の有効活用を行っている事業は274事業（都道府県・政令市等109事業、市町村等165事業）となっています。

※用語の解説

- ◇民営化：政府部門の出資により設立された法人に事務・事業を引き継がせ、政府部門の出資分を民間に譲渡すること
- ◇民間譲渡：事務・事業を民間事業者に譲渡すること
- ◇指定管理者制度：公の施設の管理運営を民間事業者等に対して包括的に外部委託する制度
- ◇PFI：民間の資金やノウハウを活用して公共施設の建設・維持管理及び運営を行わせる制度
- ◇BOT：民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式
- ◇地方独立行政法人：地方公共団体が自ら実施する必要のないもののうち、民間では必ずしも実施されないおそれがあるものを効率的に行わせるために地方公共団体が設立する法人
- ◇ベンチマーク：特定の目標を設定し、目標値と実績値を比較することにより、その目標を達成するための手段及び達成度について評価する手法
- ◇顧客満足度調査：顧客の満足度を調査し、その満足度が向上するような施策を実施しようとする手法
- ◇バランススコアカード：主に、①顧客の視点、②財務の視点、③内部プロセスの視点、④学習と成長の視点の4つの視点から、目標・指標の設定及び評価を行う手法
- ◇環境会計：企業等の環境保全への取組みを定量的に評価する手法
- ◇キャッシュ・フロー計算書：損益計算書や貸借対照表では表されない資金の流れを把握することができる財務諸表